

令和 6 年度

地域整備方向検討調査

岩木川左岸二期地域経済効果算定その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

地域整備方向検討調査岩木川左岸二期地域経済効果算定その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、廻堰大溜池の改修のための概略事業構想を策定するため、岩木川左岸二期地域における営農課題の把握、廻堰大溜池の受益地における営農計画素案の作成、廻堰大溜改修に係るCVMアンケート調査票案の作成及び概略効果の算定を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県弘前市、五所川原市、つがる市、北津軽郡鶴田町地内で、別添1 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1) 準備作業 | 1 式 |
| 2) 営農課題の把握 | 1 式 |
| 3) 営農計画素案の作成 | 1 式 |
| 4) CVMアンケート調査票案の作成 | 1 式 |
| 5) 概略効果の算定 | 1 式 |
| 6) 照査 | 1 式 |
| 7) 点検取りまとめ | 1 式 |

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－8 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 営農課題の把握及び営農計画素案の作成時
- 3) 概略効果の算定時
- 4) 成果品取りまとめ時
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－11 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	新たな土地改良の効果算定マニュアル	農林水産省農村振興局 整備部（監修）	平成 27 年 9 月
2	土地改良事業の費用対効果分析マニュアル	農林水産省農村振興局 整備部	令和 4 年 4 月 一部改正

なお、期間中に改訂等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

第 2－2 条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第 2－3 条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるものとする。

(貸与資料等)

第 2－4 条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
営農計画	令和4年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区事後評価調査業務 報告書	1部
	令和4年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務 報告書	1部
	令和5年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務 報告書	1部
	水田収益力強化ビジョン（関係市町）	1部
	国営かんがい排水事業浅瀬石川二期地区営農計画書	1部
経済効果	総費用の算定に係る資料 （長寿命化に配慮した更新整備計画：岩木川左岸地区）	1部
	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数	1部
	土地改良事業の感度分析に係る算定方法等	1部
その他	国営西津軽農業水利事業 事業誌	1部
	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌、事業成績書	1部
	鶴田町 廻堰大溜池 ため池ハザードマップ	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第2-6条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

業務名	業務実施(予定)期間
令和6年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務(仮称)	令和6年5月～ 令和7年3月

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙1「対象施設一覧表」、別紙2「作業項目内訳表」に示すとおりである。

（1）準備作業

1式

(2) 営農課題の把握	1 式
(3) 営農計画素案の作成	1 式
(4) CVMアンケート調査票案の作成	1 式
(5) 概略効果の算定	1 式
(6) 照査	1 式
(7) 点検取りまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 概略効果の算定に用いる概略事業費は、第2-6条に示す関連業務が算定（令和6年8月予定）することとしている。また、概略効果の算定は令和6年9月（予定）としており、詳細については監督職員と確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- | | |
|-----|----------------------------|
| 初 回 | 作業着手前の段階 |
| 第2回 | 中間打合せ（営農課題の把握及び営農計画素案の作成時） |
| 第3回 | 中間打合せ（概略効果の算定時） |
| 最終回 | 報告書原稿作成段階 |

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第7章 定めなき事項

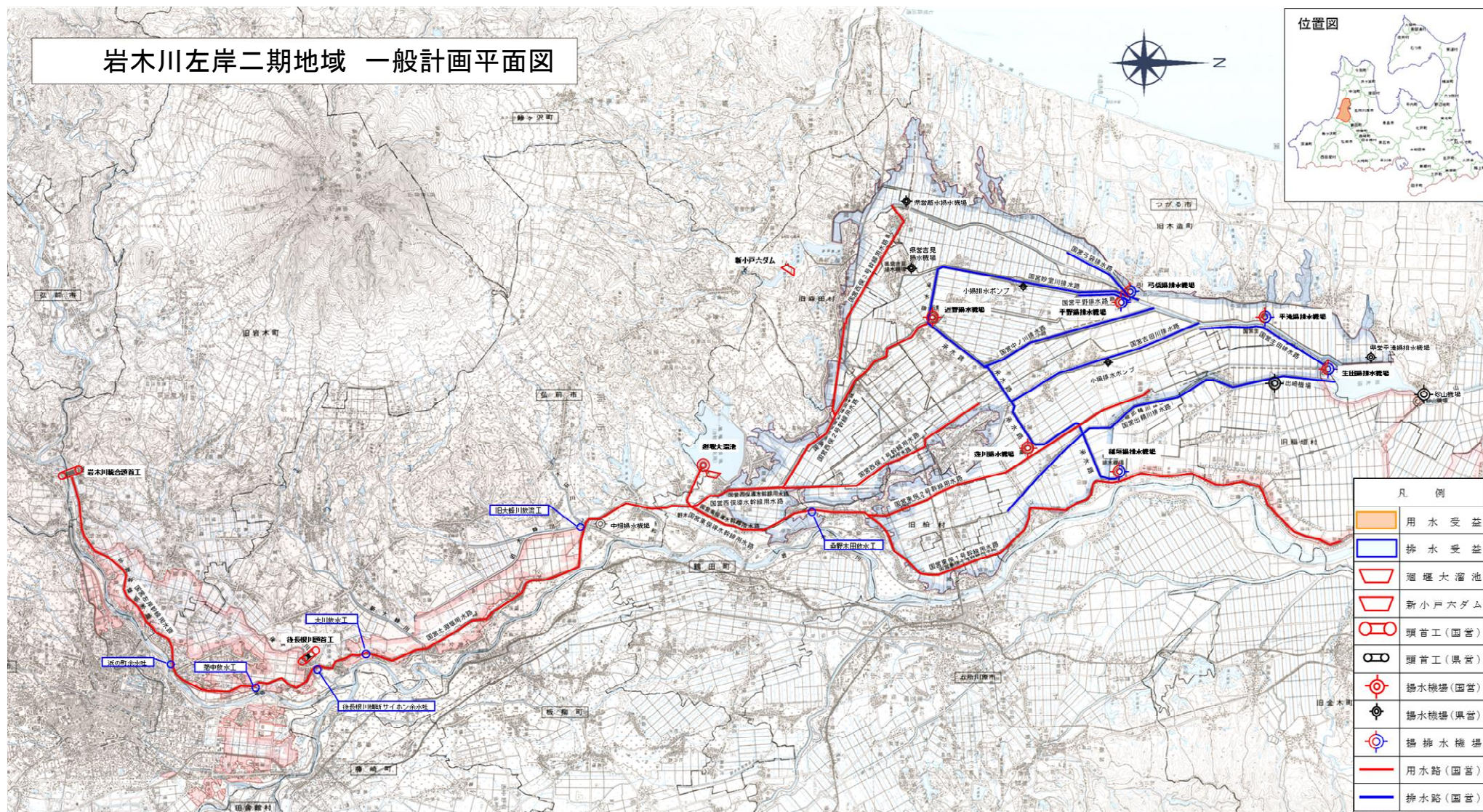
(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度 地域整備方向検討調査
岩木川左岸二期地域経済効果算定その他業務 位置図

岩木川左岸二期地域 一般計画平面図



別紙 1 対象施設一覧

○整備予定施設及び改修内容

施設名		施設概要	改修内容
ため池	廻堰大溜池	堤高9m、堤頂長4.2km、堤長幅4.5m、満水面積2.8km ² 、流域面積17.0km ² 、有効貯水量11,000千m ³ 、取水塔3基、受益面積8,900ha	堤体の耐震対策工

別紙2 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地踏査	作業に必要な現地踏査を行い、地域の状況を把握する。	○
1-2. 資料の検討	作業のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 営農課題の把握	過年度に行った、地域農業の方向性に係る関係機関からの聞き取り調査結果等を踏まえた将来における地域農業の方向等を基に、現況営農状況、用水不足、過湿等による営農上、作物選定上の制約要因を把握する。	○
3. 営農計画素案の作成	「2. 営農課題の把握」を基に、廻堰大溜池受益における営農計画（現況＝計画）の素案を作成する。また、根拠として活用した既存資料等を別途整理する。	○
4. CVMアンケート調査票案の作成	廻堰大溜池の耐震対策実施による景観・環境保全効果に関する効果算定のため、発注者より貸与する他地区事例をもとにCVMアンケート調査票案を作成する。	○
5. 概略効果の算定	廻堰大溜池の耐震対策実施による概略効果の算定を行う。	
5-1. 総費用の算定	関連業務で行う概略事業費の算定結果及び対象施設一覧（別紙1）を基に、総費用の算定を行う。 ① 当該事業の事業費 ② 当該事業により整備される施設並びに当該事業の受益地域内で一体的に効果が発揮される施設の標準期間（当該事業の工事期間＋一定期間（40年））において発揮する再整備に要する事業費 ③ 上記①、②を基準年度（評価年数）に現在価値化 ④ 評価機関終了時点の資産価額の算定	○
5-2. 総便益額の算定	下記効果項目について、廻堰大溜池の耐震対策実施による年効果額の概算を行い、総便益額（現在価値化）を算定する。 ① 作物生産効果 ② 営農経費節減効果 ③ 維持管理費節減効果 ④ 災害防止効果（農業関連資産・一般資産・公共資産） ⑤ 景観・環境保全効果 ⑥ 都市・農村交流促進効果 ⑦ その他効果（災害時の復旧対策費軽減効果、国産農産物安定供給効果） ⑧ 上記①～⑦以外の効果の検討及び算定	○
5-3. 総費用総便益比及び所得償還率の算定	これまでに算定された総便益と総費用を基に総費用総便益比と所得償還率の算定を行う。	○
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	○